

宇治市公報

宇治市宇治琵琶33
 発行 宇治市
 総務・市民協働部
 総務課
 電話 22-3141番
 印刷 宇治市横島町吹前123-4
 (南山城複写センター)

目次

規 則

- 規則第26号 宇治市会計年度任用職員の給与その他の給付に関する条例施行規則の一部を改正する規則……………(教育支援課) …2

公 告

- 公告第52号 (仮称)西小倉地域小中一貫校整備事業に伴う機械工事に係る一般競争入札の中止……………(契約課) …2
- 公告第57号 (仮称)西小倉地域小中一貫校整備事業に伴う機械工事に係る一般競争入札……………(契約課) …2
- 公告第62号 予防接種の実施……………(健康づくり推進課) …4

教 育 委 員 会

- 告示第13号 教育委員会の招集……………7
- 規則第4号 宇治市立幼稚園規則の一部を改正する規則……………7

監 査 委 員

- 公表第17号 定期監査の結果に基づく措置の通知……………8

農 業 委 員 会

- 公告第10号 農業委員会定例総会の招集……………8

正 誤

- 2023年（令和5年）10月20日付け宇治市公報第2454号……………8

規則

宇治市会計年度任用職員の給与その他の給付に関する条例施行規則の一部を改正する規則を、ここに公布する。

令和5年10月20日

宇治市長 松村 淳子

宇治市規則第26号

宇治市会計年度任用職員の給与その他の給付に関する条例施行規則の一部を改正する規則

宇治市会計年度任用職員の給与その他の給付に関する条例施行規則（令和2年宇治市規則第7号）の一部を次のように改正する。

別表第3中「

緊急配置支援員	1,180円
---------	--------

を

「

緊急配置支援員	1,180円
不登校児童支援員	1,180円

に改める。

」

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

(揭示済)

告 告

宇治市公告第52号

（仮称）西小倉地域小中一貫校整備事業に伴う機械工事に係る一般競争入札の中止について

令和5年9月8日付け宇治市公告第40号で公告した一般競争入札を中止しますので、次のとおり公告します。

令和5年10月18日

宇治市長 松村 淳子

1 中止する一般競争入札

（仮称）西小倉地域小中一貫校整備事業に伴う機械工事に係る一般競争入札

2 中止する理由

入札者がいないため

問合せ先 宇治市総務・市民協働部契約課
郵便番号 611-8501
所在地 京都府宇治市宇治琵琶33番地
電話番号 0774-20-8716
FAX番号 0774-20-8778

(揭示済)

宇治市公告第57号

（仮称）西小倉地域小中一貫校整備事業に伴う機械工事に係る一般競争入札について

（仮称）西小倉地域小中一貫校整備事業に伴う機械工事について、一般競争入札を行いますので、次のとおり公告します。

本工事は、京都府電子入札システム（以下「電子入札システム」という。）による電子入札対象案件です。

令和5年10月20日

宇治市長 松村 淳子

1 入札に付する事項

- (1) 工事名 (仮称) 西小倉地域小中一貫校整備事業に伴う機械工事
- (2) 工事場所 宇治市伊勢田町遊田7番地の1
- (3) 工事概要 工事内容は、次の事項を予定している。

○建物概要

- ・規模構造 鉄筋コンクリート造一部鉄骨造4階建て
- ・延床面積 16,187.32㎡

○工事概要

新校舎建設に係る機械設備工事

- ・校舎等新築工事 一式
- ・インフラ切替工事 一式

(4) 工 種 管工事

(5) 工事期間 契約日から令和8年2月20日まで 772日間

(6) その他 本件は資本関係又は人的関係のある会社の同一入札への参加制限を適用する。

2 入札に参加する者に必要な資格

特定建設工事共同企業体（以下「共同企業体」という。）であって、次に掲げる要件の全てを満たすこと。

(1) 共同企業体の要件

- ① 構成員の数は、2者とする。その内訳は、(2)に定める要件を満たす共同企業体の代表者となる構成員（以下「代表者」という。）及び代表者以外の構成員であること。

② 自主結成された共同企業体であること。

③ 全ての構成員の出資比率が30パーセント以上であること。

(2) 構成員の資格要件

共同企業体を結成した代表者及び代表者以外の構成員が次に掲げる要件を全て満たすこと。

① 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当していないこと。

② 宇治市入札参加資格者名簿に登録されていること。

③ 4(2)③に定める一般競争入札参加資格確認申請書（以下「確認申請書」という。）の受付期間の最終日から入札執行の日までの期間に「宇治市競争入札等参加資格の停止に関する要領」に基づく指名停止措置を受けていないこと。

④ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、会社更生法に基づき更生手続開始決定がなされている場合及び民事再生法に基づき再生手続開始決定がなされている場合を除く。

⑤ 宇治市暴力団排除条例（平成25年宇治市条例第43号）第2条第4号の暴力団員等又は同条第5号の暴力団密接関係者でないこと。

⑥ 建設業法（昭和24年法律第100号）第3条の規定による特定建設業の許可を管工事業について受けている単体企業であること。

⑦ 社会保険等（健康保険、厚生年金保険及び雇用保険）加入業者であること。

⑧ 以下の全ての条件を満たす監理技術者を共同企業体の代表者・構成員ともに工事現場に専任で配置し得ること。

a) 確認申請書の提出日以前に3か月以上の雇用関係にあること。

b) 本工事を施工するに当たり必要な資格を有すること。

c) 営業所における専任の技術者以外の技術者であること。

⑨ 以下の全ての条件を満たす現場代理人を工事現場に専任で配置し得ること

と。

a) 確認申請書の提出日以前に3か月以上の雇用関係にあること。

b) 営業所における専任の技術者以外の者であること。

⑩ 「(仮称)西小倉地域小中一貫校整備事業に伴う建築工事」、「(仮称)西小倉地域小中一貫校整備事業に伴う機械工事」及び「(仮称)西小倉地域小中一貫校整備事業に伴う電気工事」に係る2以上の共同企業体の代表者及び構成員でないこと。

⑪ 代表者が本件確認申請書受付期間の最終日現在で、有効な建設業法第27条の2第1項の規定による経営事項審査(以下「経営事項審査」という。)を受けており、かつ、経営事項審査の総合評定値通知における管の総合評定値(P)が1100点以上であること。

なお、当該総合評定値通知は、本件確認申請書受付期間の最終日現在で、有効なものではない。

⑫ 代表者が構成員の中でより大きな施工能力を有する者であって、その出資比率が構成員の中で最大であること。

⑬ 代表者以外の構成員が宇治市内に本店を有していること。

⑭ 代表者以外の構成員が本件確認申請書受付期間の最終日現在で、有効な経営事項審査を受けており、かつ、経営事項審査の総合評定値通知における管の総合評定値(P)が750点以上であること。

なお、当該総合評定値通知は、本件確認申請書受付期間の最終日現在で、有効なものではない。

⑮ 代表者以外の構成員が「宇治市競争参加業者選定基準及び運用基準」で定める新規登録業者及び新規参入業者でないこと。

(3) 共同企業体の協定方式

協定方式の参考として「特定建設工事共同企業体協定書」を示すが、類似の協定方式でもよい。

(4) 認定資格の有効期限

共同企業体の有効期間は、本工事の完成の日後3か月以上経過する日までとする。ただし、落札者以外の者にあつては、本工事に係る契約が締結される日までとする。

3 入札参加資格の確認

(1) 本工事の入札に参加しようとする者は、確認申請書及び資格確認資料を提出し、入札参加資格の有無について確認を受けなければならない。

なお、期限までに確認申請書及び添付資料を提出しない者並びに入札参加資格を有しない者は、本件入札に参加することができない。

「(仮称)西小倉地域小中一貫校整備事業に伴う建築工事」、「(仮称)西小倉地域小中一貫校整備事業に伴う機械工事」及び「(仮称)西小倉地域小中一貫校整備事業に伴う電気工事」のいずれか1件にしか確認申請することができない。

(2) 資格確認資料として添付する書類

資格確認資料は、次のものとする。

① 特定建設工事共同企業体協定書の写し

② 委任状の写し

③ 建設業の許可を証する書類の写し(代表者及び構成員共に提出すること。)

④ 経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書の写し(代表者及び構成員共に提出すること。)

(3) 提出部数 1部

4 入札参加資格の確認手続

(1) 確認申請書及び関係書類の配布

① 入手方法

京都府入札情報公開システム(以下「入札情報公開システム」という。)の入札公告・入札情報からダウンロードすること。

② 配布期間

令和5年10月20日 午前9時から

令和5年11月1日 午後2時まで

③ その他

確認申請書等作成説明会は、実施しない。

(2) 確認申請書の提出

① 提出方法等

・電子入札システムにより確認申請書を提出する者(以下「電子入札者」という。)は、電子入札システムの該当案件から確認申請書を提出すること。なお、添付書類のファイルサイズが総量で2メガバイトを超える場合は、添付書類の全てを持参し、又は郵送すること(③に示す受付期間内に必着させ、郵便書留等の配達記録が残る方法を利用するものに限る。)。・やむを得ず、発注者の承諾を得て紙入札方式により入札参加する者(以下「紙入札者」という。)は、③に示す受付期間内(閉庁日並びに正午から午後1時まで及び午後5時から午後6時までを除く。)に提出書類を持参すること。

② 持参し、又は郵送する場合の提出先

郵便番号 611-8501

京都府宇治市宇治琵琶3番地 宇治市総務・市民協働部契約課

③ 確認申請書及び添付書類の受付期間

令和5年10月20日 午前9時から

令和5年11月1日 午後2時まで

(3) 入札参加資格の確認通知

確認申請書及び資格確認資料等により入札参加資格の有無を審査し、結果を通知する。

① 審査結果は、令和5年11月7日に電子入札システムにより通知する。

ただし、紙入札者にはFAX等により連絡するので、連絡以降、通知書を宇治市総務・市民協働部契約課まで受け取りに来ること。

② 資格審査結果に対する説明は、宇治市総務・市民協働部契約課において行う。

(4) その他

① 確認申請書等の作成及び提出に要する費用は、提出者の負担とする。

② 提出された確認申請書等は返却しない。

③ 提出期限を過ぎた場合は、確認申請書等の差し替え及び再提出は認めない。

5 設計図書の配布

(1) 入手方法

入札情報公開システムの入札公告・入札情報からダウンロードすること。

(2) 配布期間

令和5年10月20日 午前9時から

令和5年11月21日 午後2時まで

6 設計図書に関する質疑回答

(1) 提出方法

設計図書等に対する質疑がある場合は、書面に要旨をまとめ、次の提出先へ持参し、又はFAXにより提出すること(郵送及び電子メールによるものは受け付けない。)

(2) 提出先

質疑宛先：宇治市総務・市民協働部契約課

FAX番号：0774-20-8778

(3) 質疑の受付期間

令和5年10月20日 午前9時から

令和5年11月7日 正午まで

(4) 回答

回答については、令和5年11月13日午後1時以降に入札情報公開システムに掲載する。

7 入札期間及び開札の日時

(1) 入札期間

令和5年11月20日 午前9時から午後6時まで

令和5年11月21日 午前9時から午後2時まで

(2) 開札日時

令和5年11月22日 午前9時

8 入札書の提出方法

(1) 電子入札者は、本公告に示す入札期間内に電子入札システムにより入札書を提出すること。

(2) 紙入札者は、本公告に示す入札期間内（正午から午後1時まで及び午後5時から午後6時までを除く。）に宇治市総務・市民協働部契約課へ本市様式による入札書を提出すること（必着）。

なお、提出方法の詳細について、入札事務関係職員の指示に従わなければならない。

9 入札方法等

宇治市工事等競争入札心得及び宇治市建設工事等電子入札運用基準による。

10 入札の無効

次の入札は、無効とする。

(1) 本公告に示した入札に参加する必要な資格のない者及び虚偽の申請を行った者のした入札。

なお、入札参加資格のある旨確認された者であっても、入札時点において本公告に示した入札に参加する必要な資格のない者は、入札参加資格を有しない者に該当する。

(2) その他の事項は、宇治市工事等競争入札心得及び宇治市建設工事等電子入札運用基準による。

11 予定価格

本件の予定価格は、786,060,000円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）である。

12 最低制限価格

本件については、最低制限価格を設定しない。

低入札価格調査制度を採用する。

なお、調査基準価格は、657,432,000円（消費税及び地方消費税相当額を含まない。）である。

13 落札者の決定

宇治市工事等競争入札心得及び宇治市建設工事等電子入札運用基準による。

14 入札保証金

入札保証金は免除する。ただし、落札者が契約をしない場合は、落札金額の100分の3相当額の違約金を徴収する。

15 契約

本件の契約締結については、仮契約締結後、当該契約議案が宇治市議会の議決を要するものである。当該契約議案の議会の可決を条件に、改めて本契約を締結

する。また、本契約については、令和6年1月11日を本契約予定日とし、工期については、令和8年2月20日までとしているが、変更する場合があるため、注意すること。

本契約書は、宇治市工事請負契約約款に基づき作成する。

16 契約保証金

宇治市工事等競争入札心得による。

17 支払条件

(1) 前払金

前払金は、令和5年度に令和5年度及び令和6年度の出来高予定額の合計に100分の40を乗じて計算した金額とする。また、令和7年度に令和7年度の出来高予定額に100分の40を乗じて計算した金額とする。

(2) 部分払

各会計年度の支払限度額の範囲で出来高に応じて支払う。

部分払の回数は、1回とする。

(3) 各年度の支払限度額

各年度の支払限度額の比率は、おおむね次のように設定しているが、工事の進捗状況により、変更する場合がある。

令和5年度 6パーセント

令和6年度 7パーセント

令和7年度 87パーセント

18 閲覧

宇治市財務規則（昭和44年宇治市規則第1号）、宇治市公共工事の前払金に関する規則（昭和49年宇治市規則第32号）、宇治市工事請負契約約款、宇治市工事等競争入札心得、宇治市建設工事等電子入札運用基準及び低入札価格調査制度に関する要領は閲覧することができる。

19 その他

(1) 入札参加者は、工事入札にあたっての注意事項など（電子入札実施用）、宇治市工事等競争入札心得及び宇治市建設工事等電子入札運用基準を熟読し、遵守すること。

(2) 確認申請書及び資格確認資料に虚偽の記載をした場合には、宇治市の指名停止措置を行うことがある。

(3) 入札辞退者に不利益を課すことはない。

(4) 入札参加に当たっては建設資材等の調達について十分注意すること。

(5) 1から19までに定めるもののほか、宇治市財務規則、宇治市公共工事の前払金に関する規則、宇治市工事等競争入札心得、宇治市建設工事等電子入札運用基準及び低入札価格調査制度に関する要領の定めるところによる。

なお、1から19までに定めるもののほか、事務上の都合により、必要に応じて宇治市長が一部を変更し、又は追加する場合がある。

問合せ先 宇治市総務・市民協働部契約課

郵便番号 611-8501

所在地 京都府宇治市宇治琵琶3番地

電話番号 0774-20-8716

FAX番号 0774-20-8778

(揭示済)

宇治市公告第62号

予防接種の実施について

予防接種法施行令（昭和23年政令第197号）第4条第1項及び第5条の規定により、令和5年度における高齢者等インフルエンザ予防接種について次のとおり公告します。

令和5年11月6日

宇治市長 松村 淳子

- 対象者 宇治市に住民登録のある方で次のいずれかに該当する者
 - ① 満65歳以上の者
 - ② 満60歳以上65歳未満のものであって、心臓、腎臓若しくは呼吸器の機能に自己の身の身の日常生活が極度に制限される程度の障害を有する者又はヒト免疫不全ウイルスにより免疫の機能に日常生活がほとんど不可能な程度の障害を有する者
- 接種回数 1回

- 実施期間 令和5年10月3日(火)から同年12月28日(木)まで
- 接種場所 高齢者等インフルエンザ予防接種協力医療機関
- 接種方法 個別接種
- 費用 1,500円
 - ※生活保護世帯、市民税非課税世帯又は中国残留邦人等支援給付世帯に属する者は、本人の申請により一部負担金免除制度があります。
- 注意事項 開始時期が協力医療機関によって異なります。事前に確認の上予約をしてから接種に行ってください。

宇治市

高齢者等インフルエンザ予防接種協力医療機関 (R5)

地区	医療機関名	住所	電話	接種医師名
六地藏	小田部小児科内科医院	六地藏町並 32	32-6205	小田部修・小田部榮助
	上口医院	六地藏町並 42	38-2128	上口美知子
	じんのクリニック	六地藏町並 39	31-1122	神野君夫
	杉の下整形外科クリニック	六地藏奈良町 74-1	38-2900	杉之下武彦
	中村医院	六地藏町並 38-22	31-5237	中村斉
	ほそだ内科クリニック	六地藏奈良町 74-1 パシオン六地藏ミッドモール2F	38-2211	細田正則
	米田医院	六地藏町並 11	33-4737	米田元穂(米田貴亮)
	六地藏総合病院	六地藏奈良町 9	33-1717	木戸岡実・原島裕・安河内靖・濱田拓男 清谷哲也・金章夫・田中俊樹・平井英基 大田瑛子
木幡	大石医院	木幡陣ノ内 20	31-8354	大石嘉恭・大石嘉啓・大石博
	大石木幡医院	木幡大瀬戸 46	33-0306	大石明人・大石律子・大石健
	こう内科クリニック	木幡西浦 35	32-1457	黄明宇
	小山医院	木幡御蔵山 39-602	31-5455	小山正彦・小山栄子
	中西整形外科クリニック	木幡熊小路 12-1	38-2559	中西源和
平尾台	小児科いしはらクリニック	平尾台 4-5-2	38-1617	石原由理・濱中佳奈
	かどさか内科クリニック	平尾台 4-3-2	31-1077	門阪庄三・門阪薫平
五ヶ庄	いちのはしクリニック	五ヶ庄折坂 56-1-1F	31-1115	一ノ橋紘平
	今井内科クリニック	五ヶ庄福角 49-4	31-5189	今井義仁
	中田医院	五ヶ庄戸ノ内 7-22	38-2477	中田哲雄
	橋本整形外科	五ヶ庄新開 7-5	31-4511	橋本秀輝
	藤井医院	五ヶ庄梅林 46-5	31-8355	藤井秀俊
	藤井おうばく駅前内科クリニック	五ヶ庄新開 11-29・18	33-2828	山本千城・村上雅朗
	宇治病院	五ヶ庄芝ノ東 54-2	32-6000	藤田正俊・李鍾大・寺崎文生・平岡勇二 南祐仁・佐藤啓・岡本圭生・岡田直 立花俊治
	宇治おうばく病院	五ヶ庄三番割 32-1	32-8111	平岡克己・鶴留秀晃・金田麻美・高松敏子 菅野辰生・中嶋弥恵・春名克純・岡正悟 三木秀樹・赤澤祐貴・岡崎信也・沢井真樹 樋川毅・竹田明子
京都府立洛南病院	五ヶ庄広岡谷 2	32-5900	吉岡隆一	
菟道	いしだ医院	菟道田中 32-6	20-7711	石田勝也
	上田診療所	菟道平町 17	22-7586	上田通章
	大石三室戸医院	菟道荒槻 28-3	24-0306	大石律子・大石明人・大石健
	こうどう小児科	菟道西集上り 4-23	33-8886	幸道直樹・幸道と樹
	土井内科	菟道荒槻 1-54	24-1885	土井邦紘・土井孝浩

	原田医院	菟道東牟上り 5-38	33-3411	原田秀歳
	原田内科医院	菟道丸山 38-11	23-5839	原田秀歳
明星町	いかだ医院	明星町 2-9-83	23-1736	筏明子
志津川	志津川五和の園老人保健施設	志津川南詰 12	23-5070	寺本光男
白川	京都ゆうゆうの里診療所	白川鍋倉山 14-1	28-1895	中谷勝也
	不動園診療所	白川東山 15	28-4555	大石博・小島央・服部武司
宇治	宇田医院	宇治式番 48-1	23-2166	宇田裕子・宇田憲司
	京都認知症総合センタークリニック	宇治里尻 36-35	25-1110	川崎照晃
	田中診療所	宇治妙楽 44	21-2253	田中秀明
	服部医院	宇治壱番 68	22-1111	服部武司
	ひろかわクリニック	宇治妙楽 24-1 2階	22-3341	広川慶裕
	古川整形外科医院	宇治壱番 10-8 ベルメゾンF	20-5575	古川泰三
	べっふ内科クリニック	宇治半白 12-3	66-1024	別府浩毅・前田修作・北嶋宏樹
	べっふ内科クリニック宇治市役所前	宇治下居 20-1 101	25-1003	谷川幸洋
	マキノ耳鼻咽喉科診療所	宇治戸ノ内 80-11	28-5239	牧野孝一郎
	増井医院	宇治妙楽 39	21-2063	増井明
	村澤医院	宇治壱番 134-1 2階	21-1731	村澤賢一
		やまもと医院	宇治下居 3-6	23-7974
	宇治武田病院	宇治里尻 36-26	25-2500	金郁祐・小屋美津彦・宮嶋敬・清水長司 金修一・松津順子・霜澤真・林秀樹 戸田晋・白樫義知・三宅あかり・高橋英雄 石原陽介・越智史明・齋藤令馬・張京 河合生馬・本田雄二・中山理菜・角谷聡 但吉民江・寺薮貴浩・寺田央・川村博 石田博万・河本知栄・笹田徳子・仲裕美子 菊地颯・小島綾子・増南輝俊・松井美詠子 井上恵太・岡部春海・橋本泰年・加藤貴 上嶋健治・齋藤八郎・榎田圭一郎・溝田陽子 増井明・山下貞雄・白井千晶・柴崎雅志 大森直樹
	都倉病院	宇治山本 27	22-4521	都倉隆・伊藤惠一・中山昇・寺崎充洋
神明	おかもとクリニック	神明石塚 54-18	45-4110	栗原正喜・西岡克章
	とだ循環器内科クリニック	神明宮北 32	66-5148	戸田裕之
	やえクリニック	神明宮東 14-1 2階	20-2900	中嶋弥恵
羽拍子町	こいずみ医院	羽拍子町 82-1	48-1240	小泉修一
	中村医院	羽拍子町 56-22	41-6500	中村直樹
琵琶台	関医院	琵琶台 1-3-3	20-0012	関浩
広野町	あづま整形・形成外科クリニック	広野町東裏 108-3	43-5101	吾妻隆久
	しんたにクリニック	広野町西裏 87 サ・ガ・デン・コミュニケーションD棟 2階	45-0777	新谷卓司
	高橋内科医院	広野町一里山 34-2	44-0644	高橋権也・高橋優三
	竹中内科医院	広野町西裏 99	41-6259	竹中正純・川村知央
	徳岡医院	広野町寺山 17-20	43-8952	徳岡武夫
	なかうち泌尿器科クリニック	広野町西裏 87 サ・ガ・デン・コミュニケーションD棟 2階	45-5600	中内博夫
	はせがわ内科・内視鏡クリニック	広野町西裏 87 サ・ガ・デン・コミュニケーションD棟 2階	48-3301	長谷川和範
	村山医院	広野町尖山 23-4	41-2835	村山祐一郎
伊勢田町	浅妻医院	伊勢田町名木3-1-30	44-0888	浅妻正道・浅妻典子
	おやいづ医院	伊勢田町南山52-6	41-6013	小柳津治樹
	こうのクリニック	伊勢田町名木2-1-181	66-1180	河野徳之
開町	かわもと整形外科クリニック	開町1 北尾ビル1F	43-4533	河本浩栄
大久保町	あさくら診療所	大久保町山ノ内19-1	46-5151	河本一成・平松まき・上赤賢司 池野文昭・富岡裕彦・西田修

	上ノ山吉岡医院	大久保町上ノ山21-1	43-4181	吉岡うた子
	小山内科医院	大久保町北ノ山24-1 ホクエビル4F	46-3211	小山邦彦
	芝野耳鼻咽喉科	大久保町上ノ山51-55	43-3388	芝野忠寿
	まつだ在宅クリニック	大久保町且椋 11-8 コパンジューヌ 201	46-8039	松田かがみ・児嶋圭介・西見由梨花 藤原耕・芦田慈子
	中村病院	大久保町平盛 91-8	44-8111	中村清稲・中村清殷・渡邊一男 中村清直・松田かがみ
	宇治リハビリテーション病院	大久保町井ノ尻 43-1	48-2110	羽瀧義純・島田正・足立哲夫・和田義己
槇島町	いわしげ内科クリニック	槇島町中川原 154-1	22-7883	岩重淳司・西野泰典
	宇治徳洲会在宅クリニック	槇島町石橋 63	81-0220	仲原英人・牧野茂・丸山立憲
	滝本整形外科	槇島町三十五 46-4	28-5625	滝本欣暢
	宇治徳洲会病院	槇島町石橋 145	20-1111	末吉敦・高原得栄・橋本泰・仲井理 高田聡・奥村謙一・竹田智浩・徳山良之 齊藤昌彦・高田秀一・西脇洗一・福井道彦 重松陽介・関根薫平・後藤修一・丸山立憲 畑倫明・田中俊樹・長澤真由美・村井望 河邊公志・日並淳介・久保田良浩・茶谷奨 松岡俊三・竹本隆博・新堂啓祐・荻野英治 自開昌彦・増田道彦・横田浩美・舛田一哲 栗園仁志・篠塚淳・正田智也・山西正芳 三木健児・新井学・小林豊・西角元一 伊東真哉・岡田晃一
小倉町	今林医院	小倉町西浦 88-39	21-4522	今林丈士
	植田医院	小倉町南浦 18-122	21-6111	植田英嗣
	大嶋耳鼻咽喉科医院	小倉町神楽田 10-5	20-1234	大嶋章裕・大嶋とし栄
	岡田医院	小倉町天王 31-5	24-7755	岡田勝弘
	笹平診療所	小倉町南堀池 109	21-4523	柏谷亘
	完岡医院	小倉町西畑 41-21	21-2507	完岡市雄・柴田正俊・小泉欣也・大和俊夫
	高嶋医院	小倉町西浦 5-13	23-5513	高嶋一博
	たなか医院	小倉町神楽田 16	66-2994	田中慎一郎
	西尾医院	小倉町西畑 28-13	23-8511	西尾敏弘
	二宮内科医院	小倉町南堀池 8-5	28-3101	二宮宏
	鉢嶺医院	小倉町山際 1-3	20-0255	鉢嶺泰司
	松田整形外科医院	小倉町神楽田38-13	21-4628	松田泰正
	宮本医院	小倉町西畑 40-4	21-3934	寺崎充洋・寺崎教子
	山村内科	小倉町南浦 28-3	28-4331	山村祐嗣
	宇治川病院	小倉町老ノ木 31	22-1335	森田琢也・坂口秀仁・森康治・佐々木弘真 斎藤智子・宋幸達・佐藤謙一郎・中田雅支 村上裕亜・葉山典泰・山口勝通

教育委員会

宇治市教育委員会告示第13号

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第14条の規定により、次のとおり教育委員会を招集します。

令和5年10月19日

宇治市教育委員会
教育長 木上 晴之

開会日時 令和5年10月20日 午前8時30分

開会場所 宇治市役所602会議室

- 付議事項
- 1 会議録署名委員の指名について
 - 2 会期について
 - 3 報告

4 宇治市立幼稚園規則の一部を改正する規則を制定するについて

(揭示済)

宇治市立幼稚園規則の一部を改正する規則を、ここに公布する。
令和5年10月20日

宇治市教育委員会
教育長 木上 晴之

宇治市教育委員会規則第4号

宇治市立幼稚園規則の一部を改正する規則

宇治市立幼稚園規則（昭和51年宇治市教育委員会規則第5号）の一部を次のように改正する。

第2条の表の注書を同注書第1項とし、同注書に次の1項を加える。

- 2 東宇治幼稚園における園児の定員は、その合計が155人を超

えない範囲内において変更することがある。

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

(揭示済)

監 査 委 員

宇治市監査委員公表第17号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により、市長から監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知があったので、同項の規定により当該通知に係る事項を次のとおり公表します。

令和5年10月18日

宇治市監査委員

池上 哲朗

松岡 ゆかり

堀 明人

- 1 監査の結果を公表した日
令和5年9月15日（宇治市監査委員公表第16号）
- 2 当該通知に係る事項
次のとおり。

監査対象 上下水道部 営業課・水道総務課

監査期間 令和5年6月1日～令和5年7月26日

監査結果（指摘事項）	措置状況等（改善内容）
1 修繕費支出状況について 量水器取替に伴う修繕業務において支出負担行為の遅れが見受けられた。適正な事務の執行に努められたい。	支出負担行為の遅れについては、事務手順が明確でなかったことが原因であったため、手順書の見直しを行うとともに、業務担当者を複数担当制に変更し、適切な時期に支出負担行為を行うこととしました。また、業務完了後遅滞なく支払い手続きを行うよう課内での徹底を図りました。

(揭示済)

農 業 委 員 会

宇治市農業委員会公告第10号

農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第27条第1項の規定により、第5回宇治市農業委員会定例総会を、次のとおり招集します。

令和5年10月23日

宇治市農業委員会

会長 吉田 利一

- 開会日時 令和5年11月6日 13時45分
- 開会場所 宇治市役所 8階 大会議室
- 付議事項
- 1 農地利用最適化推進委員の委嘱について
 - 2 農地法第3条の規定による許可申請に係る承認について
 - 3 専決事項の報告
 - 4 その他

(揭示済)

正 誤

2023年（令和5年）10月20日付け宇治市公報第2454号
中

ページ	欄	行	誤	正
1	左	上から5行目	第97号	第99号
2	右	上から25行目	第97号	第99号
3	右	上から2行目	令和5年度	令和4年度